

## 鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

別表43の項第1号イ（ア）中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号イ（イ）から（エ）までの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号ウ（ア）中「（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。（イ）及び45の項第1号ウにおいて同じ。）」を削り、同項第2号イ中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号ウ中「（市長が別に定めるものを除く。45の項第2号ウにおいて同じ。）」を削り、同表45の項中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）別記様式第7による変更の認定の申請に係る改正後の別表45の項の規定の適用については、同項第1号イ（ア）中「住戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この号において「申請住戸数」という。）」と、同号イ（イ）から（エ）まで及び同項第2号イ中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。
- 3 市長が別に定める建築物に係る改正後の別表45の項の規定の適用については、同項第1号ウ（ア）中「床面積の合計」とあるのは「床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。（イ）において同じ。）」

と、同項第2号ウ中「共同住宅」とあるのは「共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）」とする。